

在外公館名称位置給与法の一部を改正する法律案

背景

国際情勢の変化等に鑑み、以下の改正を行う。

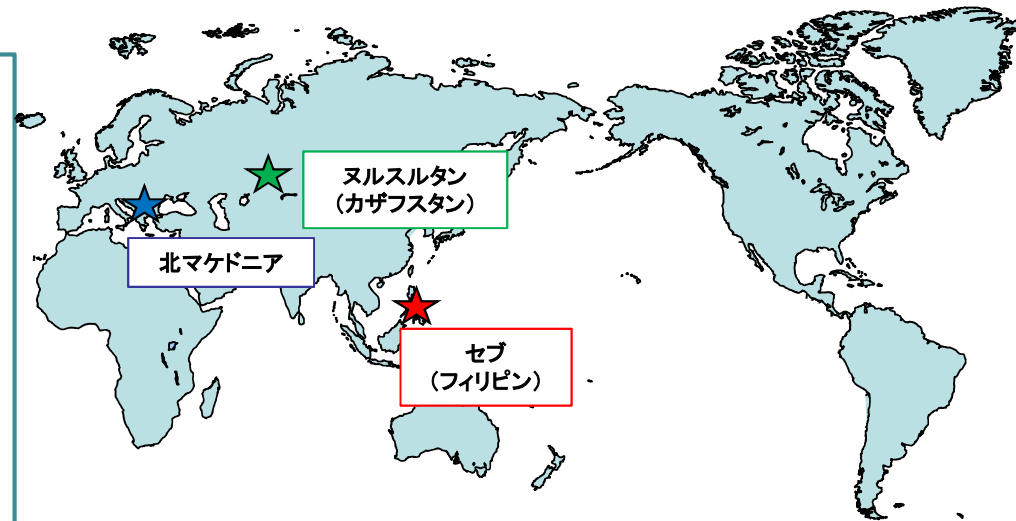
- 1 在セブ日本国総領事館の新設(別表第一及び第二)
- 2 在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使館等の在外公館の名称及び位置の国名・地名を改める(別表第一及び第二)
- 3 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定(別表第二)

在外公館の名称及び位置関係

- 1 邦人数の増加や日系企業の大幅な増加に伴い、在セブ日本国総領事館を新設する(領事事務所からの格上げ)。

1996年の在セブ領事事務所設立時と比べ、
在留邦人数は約8倍(403名(1996年)⇒3043名(2018年))
日系企業数は約4倍(62社(同)⇒246社(同))

- 2 各公館について、以下のとおり変更する。
 - (1)在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使館の名称を在北マケドニア日本国大使館へ変更。
 - (2)在カザフスタン日本国大使館の位置の地名をアスタナからヌルスルタンへ変更(首都名の変更)。



給与関係

在外公館ごとの在勤基本手当の基準額を、各在勤地における最近の為替変動及び物価水準の変動等を勘案した上で改定する。

施行日：令和2年4月1日(日切れ扱い)